

令和 8 年 8 月

砺波広域圏事務組合議会

定例会会議録

砺波広域圏事務組合議会

本定例会に付議された議案等の件名

議案第 10 号 砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正について

議案第 11 号 令和 7 年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

報告第 2 号 令和 7 年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について

認定第 1 号 令和 7 年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 7 年度砺波広域圏事務組合水道事業会計決算認定について

令和8年8月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録目次

★ 8月27日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
開議及び閉議の日時	1
出・欠席議員の氏名	1
説明のため議場に出席した者の職・氏名	2
職務のため議場に出席した事務局職員	2
開会の宣告	2
報告事項(例月出納検査及び資金不足比率の審査報告)	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第10号、議案第11号、及び報告第2号、及び認定第1号、認定第2号	3
提案理由の説明 夏野管理者	4
令和7年度決算の審査結果の報告	7
一般質問及び上程全議案に対する質疑	11
総務常任委員会付託	21
総務常任委員長報告	21
質疑・討論	22
採 決 (議案第10号)	23
採 決 (議案第11号)	23
採 決 (報告第2号)	24
採 決 (認定第1号及び認定第2号)	24
閉会中の継続審査	25
閉会のあいさつ	25
閉会の宣告	26

令和8年8月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 提案理由説明、決算の審査結果報告

議案第10号及び議案第11号、砺波広域圏事務組合水道事業所
水道用水供給条例の一部改正について外1件、並びに報告第2号、
令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書につい
て、並びに認定第1号及び認定第2号、令和7年度砺波広域圏事
務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件

日程第4 一般質問、質疑、委員会付託について

日程第5 総務常任委員長報告、質疑、討論、採決

議案第10号及び議案第11号、砺波広域圏事務組合水道事業所
水道用水供給条例の一部改正について外1件、並びに報告第2号、
令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書につい
て、並びに認定第1号及び認定第2号、令和7年度砺波広域圏事
務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件

日程第6 閉会中の継続審査について

1 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

1 開議及び閉議の日時

令和8年8月27日 午後3時25分

令和8年8月27日 午後4時33分

1 出席議員（12名）

1番 小西 十四一 2番 山田 清志 3番 山本 篤史

4 番 有若 隆	5 番 石川 弘	6 番 川辺 一彦
7 番 島崎 清孝	8 番 水口 秀治	9 番 榑 祐人
10 番 蓮沼 晃一	11 番 今藤 久之	12 番 才川 昌一

1 欠席議員（0名）

なし

1 説明のため議場に出席した者の職、氏名

管 理 者	夏野 修	副 管 理 者	田中 幹夫
監 査 委 員	須河 透	会 計 管 理 者	竹村 和敏
事 務 局 長	菊池 紀明	水 道 事 業 所 長	山道 久功
総 務 課 長	天野 貴応	クリーンセンターとなみ所長（兼）	菊池 紀明
南砺リサイクルセンター所長	林 真郷	水道事業所業務課長（兼）	山道 久功
水道事業所工務課長	齋藤 司	水道事業所水質試験室長	亀田 栄治

1 職務のため議場に出席した事務局職員

総務課副主幹企画係長	瀧口 純三	総務課庶務係長	大江 賢郎
------------	-------	---------	-------

1 会議の経過

午後 3 時 2 5 分 開 会

○議長（島崎君） ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年8月砺波広域圏事務組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配布してあります

議事日程のとおりであります。

日程に入る前に、報告事項を申し上げます。お手元に配付のとおり監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により実施した例月出納検査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により実施した資金不足比率の審査の報告をそれぞれ受けておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

○議長（島崎君） これより本日の日程に入ります。

○議長（島崎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

9番 榊 祐人 君

10番 蓮沼 晃一 君を指名いたします。

○議長（島崎君） 次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島崎君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（島崎君） 次に、日程第3 議案第10号及び議案

第 1 1 号、砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正について外 1 件、並びに報告第 2 号、令和 7 年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について、並びに認定第 1 号及び認定第 2 号、令和 7 年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外 1 件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修 君

〔管理者 夏野 修 君 登壇〕

○管理者（夏野君） 本日、砺波広域圏事務組合議会 8 月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

去る 7 月 2 8 日に、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード 7. 1、最大震度 7 の地震が発生し、また、8 月 1 3 日からは千葉県で豪雨災害が発生しました。

これらの災害によりお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

今回の災害では、多くの地域で災害廃棄物の問題や断水が発生したことにより、生活に大きな支障を生じさせたところであり、本組合も担っている廃棄物処理や水道の果たす役割の大きさとその重要性を認識しているところであります。

改めて、本組合では、今回の地震を教訓にして、防災体制を今一度再点検し、災害に強い水道事業の構築のため、水道施設や管路の耐震化に、引き続き、取り組んでまいり

ます。

このようななか、本日提出いたしております令和7年度の一般会計決算につきましては、4億1,922万8千円、水道事業会計につきましては、損益収支で1,797万4千円の黒字決算となりました。

それでは、砺波広域圏事務組合の主な事業の進捗状況等について申し上げます。

はじめに、清掃事業について申し上げます。

令和7年度のごみ処理状況につきましては、クリーンセンターとなみでは、年間25,781トン、前年度と比較して326トンの減、南砺リサイクルセンターでは、年間6,543トン、前年度と比較して132トンの減となっております。

引き続き、プラスチックの再資源化促進など、構成市や関連業者と連携・協力し、一層のごみの減量化を図ってまいります。

また、蔵原地内で建設を進めております新最終処分場につきましては、事業開始から3年目を迎え、掘削法面の一部崩壊による対策工事は完了し、本体となる貯留構造物工事は順調に進んでおります。人件費や資材の高騰に加え、中東情勢の影響などが懸念されますが、資材の発注を前倒しするなど、今後とも必要な対応を行うとともに、現在供用しております「徳万最終処分場」の埋立満了時期を踏まえて運用に支障が生じないように、工事の安全確保を最優先に取り組み、完成までの工程を着実に進めてまいります。

次に、砺波医療圏急患センターについて申し上げます。

令和7年度の受診者数は、内科、小児科を合わせて4,

５７７人となり、前年度より８１８人減少しております。

引き続き、砺波医師会を中心とする管内医療関係者等の協力を得て、砺波医療圏の一次救急医療機関としての役割を着実に担ってまいりたいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。

令和７年度の業務量につきましては、１日平均供給水量が２７，１０４立方メートルとなり、基準水量２７，０００立方メートルに対し、１００．４パーセントの実績となりました。

令和７年度の経営状況につきましては、営業外収益の確保のほか、維持管理費用等の削減に努めた結果、損益収支は１，７９７万円の黒字となり、前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を加えた累積額は１億０，１０１万円となったところであります。

また、令和９年度からの管路更新事業につきましては、今年度は導水管路シールド工設計業務委託を実施し、工事着手に向けた準備を本格化させております。構成市とも連携し、老朽化した水道施設を計画的かつ効率的に更新し、引き続き安心・安全な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

それでは、これより、本日提出いたしました議案等につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第１０号につきましては、砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正について、水道用水供給事業の料金単価は平成２１年度に改定して以来、１５年以上にわたってその料金を据え置いてまいりました。しかしながら、近年の物価上昇に伴い純利益は減少傾向に

あり、令和８年度からは純損失を計上することが見込まれております。今後も健全な水道事業を将来にわたって持続するため、やむを得ず、水道料金の改正を行うものであります。

次に、議案第１１号につきましては、令和７年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、資本金への組み入れ、建設改良積立金へ積み立て及び残余を繰り越すものであります。

次に、報告第２号につきましては、令和７年度一般会計予算のうち継続費において、新最終処分場建設事業費の一部を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、認定第１号及び認定第２号につきましては、令和７年度砺波広域圏事務組合一般会計及び水道事業会計の各決算について、それぞれ法令に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明といたします。何とぞ、ご審議のうえ、可決、承認又は認定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（島崎君） 次に、監査委員から令和７年度砺波広域圏事務組合一般会計及び水道事業会計決算の審査結果報告があります。

監査委員 須河 透 君

〔監査委員 須河 透 君 登壇〕

- 監査委員（須河君） それでは、令和７年度各会計の決算の審査結果を報告いたします。

令和７年度の砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算、

及び水道事業会計決算につきましては、去る7月29日に
砺波市役所庄川支所において審査を行いました。

以下、審査の概要につきましてご報告申し上げます。

審査の方法につきましては、それぞれの決算書が、議会で議決された科目毎に適正に執行、かつ表示されているか否かを確認し、予算額・収入済額及び支出済額につきましては、関係諸帳簿及び証拠書類により計数照合を行っております。

さらに、一般会計につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書の調査を行い、また、水道事業会計につきましては、損益計算書等の財務諸表の調査を行い、いずれの会計も既に実施した例月出納検査の状況を参考にし、関係職員の説明を聴取しながら監査を実施いたしました。

はじめに、一般会計の状況について申し上げます。

決算の概要につきましては、お手元に配付しております一般会計決算審査意見書のとおりであります。

令和7年度の決算額は、

歳入が、31億6,512万0,466円

歳出は、24億2,463万9,574円で、

差引額は、7億4,048万0,892円

翌年度への繰越財源は3億2,125万3,000円

実質収支は、4億1,922万7,892円

となっております。

前年度と比べて歳入では、7億8,100万円余りの増、歳出では4億4,400万円余りの増となっております。

これにつきましては、新最終処分場建設事業において本

体部の工事着手に伴う歳入歳出の増加が主な要因であります。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。

総務費では、一般管理費において、新最終処分場建設事業費相当分について、広域圏基金を取り崩し、構成市及び県への返還を行っており、令和7年度は対象事業費増加に伴い、返還額が2億9千万円余りとなり、前年度と比べて5千万円余りの増加となっております。

衛生費のうち保健衛生費では、「砺波医療圏急患センター」の令和7年度の利用者数が、小児科、内科を合せて4,577人で、前年度比15%の減となっております。インフルエンザなどの流行状況により利用者数は変動しておりますが、安定的に運営されており、今後とも一次救急医療機関として医師の確保や救急患者に対応した運営に努めていきたいと思っております。

清掃費では、クリーンセンターとなみの令和7年度のごみ処理量が、年間25,781トンとなり、前年度と比べて326トン減少しております。

また、南砺リサイクルセンターでは、令和7年度の処理量が年間6,543トンとなり、前年度と比べて132トン減少しております。

今後も引き続き、当事務組合を構成する2市と連携・協力をしながら、ごみの減量化、資源化を推進していただきたいと思っております。

支出済額では、南砺リサイクルセンター費においてごみクレーンのバケット交換等の機械設備を更新したことにより、前年度と比べて1,800万円余りの増加となっております。

ります。

また、新最終処分場建設事業費においては、事業期間を当初計画より 1 年延長し、令和 6 年度から令和 9 年度までの継続事業で行っており、前年度と比べると 2 億 8,000 万円余りの増加となっております。

中東情勢の変化による建設資材の調達の不安定さや資材価格の高騰など事業への影響があると思いますが、今後も引き続き工事の安全確保を最優先に完成までの工程を着実に進めていただきたいと思います。

一般会計につきましては、以上となりますが、今後とも、費用対効果を考慮し、無駄を排し、効率的に事業を執行するとともに、健全な財政運営に努められるよう強く要望するものであります。

なお基金の状況であります。基金条例の廃止に伴い令和 6 年度末残高 2 億 9,900 万円余りを構成市および富山県へ全額返金しており 0 円となっております。

次に、水道事業会計の状況について申し上げます。

決算の概要及び審査の結果につきましては、お手元に配付しております水道事業会計決算審査意見書のとおりであります。

業務状況につきましては、1 日当たりの基準水量 2 万 7,000 立方メートルに対し、供給水量は 2 万 7,104 立方メートルとなっており、安定的に水道水を供給されております。

経営状況につきましては、純利益を 1,797 万 4 千円計上しておりますが、経営指標の 1 つである料金回収率は 95.5% となっており、本業の水道用水供給にかかる費

用を料金収入で回収できていない状況であります。健全な水道用水供給事業を将来に引き継いでいくために、引き続きコスト意識を持って費用の削減に取り組むとともに、適正な水道料金収入の確保を検討し、持続的な経営が図られることを望みます。

財政状況につきましては、令和7年度末の現金預金及び有価証券の残高は18億3,925万円となっております。この資金につきましては令和9年度に工事着手予定の老朽管路更新事業のための財源の1つとして有効に活用していただきたいと思います。

今後も計画的な施設更新と効率的な事業経営により、安心・安全な水道水を低廉な料金で安定的に供給されるよう要望するものでございます。

以上、監査報告といたします。

○議長（島崎君） これより日程第4 一般質問、質疑、委員会付託について に入ります。

通告により発言を許可します。

3番 山本 篤史 君

○質問者（山本君） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき1問1答にて質問をします。

1項目めに、令和6年度から蔵原地内で実施されている新最終処分場建設事業についてお伺いいたします。

南砺市蔵原で現在建設されている新最終処分場は、昨年の豪雨による法面崩壊の対策工事や降雪による影響で、当初令和8年度完成予定であったものが1年遅れ、令和9年度に計画が変更になりました。6月末時点での進捗

率は53.3%となっているとのことです。その後、本年7月末にも記録的な豪雨がありました。そこで1点目に、大雨や中東情勢に伴う工期の影響についてお伺いいたします。

今回の集中豪雨や中東情勢に伴う資機材の確保への影響等によるさらなる工事の遅れは生じるのかどうか、当組合の見解をお伺いします。

○議長（島崎君） 答弁を求めます。

事務局長 菊池 紀明 君

○答弁者（菊池君） まず、7月末からの大雨による影響でございますが、先月7月25日には現場の雨量計で24時間111ミリメートルの降雨が記録されるなど、昨年に引き続き法面の崩壊等による被害の発生が心配されましたが、既設水路の増水による進入路への土砂流出程度で、重大な被害はございませんでした。

また、昨日からの大雨につきましては、現場の雨量計で先ほど降り始めから100ミリを超えているという報告を受けておりますが、今のところ被害はないとのことでございます。

次に、中東情勢による資材の確保につきましては、資材を前倒しして発注したり、納入に時間がかかるものなどにつきましては市場に多い代替資材で対応するなど、今のところ大きな影響は出ておりません。

現在、全体的な工事の遅れは出ているものの、主要構造物である貯留施設はほぼ完成しており、残り工事は貯留施設を覆う屋根の建築や進入路の舗装整備、残土の埋め立て

などであり、今のところ更なる遅れは生じないものと考えておりますが、今後の気象状況や中東情勢などに注意しながら工事を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（島崎君） 3番 山本 篤史 君

○質問者（山本君） 今ほどの答弁にもありましたが、明日の朝までずっと雨が降り続くということで、さらなる被害が拡大することを非常に皆さんも懸念しているのではないかという風に思っていてまして、注視しているところであります。

2点目に、物価高騰に伴う工事費への影響についてお伺いします。令和8年2月の当組合議会においては、当初47億円かかると想定していた処分場の建設経費をさらに6億円追加し、53億円としたところです。

中東情勢の変化によりナフサを由来とする建設資材の供給の偏りや流通の目詰まりの発生、燃料費や生コンクリートなどの資機材、人件費などの高騰による工事費への影響をどのように受け止めているのか、当組合の見解をお伺いします。

○議長（島崎君） 答弁を求めます。

事務局長 菊池 紀明 君

○答弁者（菊池君） 物価高騰の状況につきましては、工事費の積算に使用しております労務資材単価の令和6年度と令和8年度を比較しますと、人件費が約12%、貯留構造物など主要構造物に使用する生コンクリートが約22%と大幅

な増加となっております。

そこで工事費への影響につきましては、現状では中東情勢はまだまだ予測がつかない状況であり、今後も更なる人件費や資材の高騰に伴い工事費の増額が必要であると考えております。

これまで昨年度の継続費の補正におきましてもインフレ・スライドによる対応を行っておりますが、引き続き建設資材の目詰まり等に対する代替資材への変更と同様に、受注者と協議の上、設計変更を行うなど新最終処分場完成に向け適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、当初の設計では掘削土砂のほぼ全量を場外へ搬出し残土を処分することとしておりましたが、他の公共事業への提供や現場内での埋め立てに活用するなど工事費の削減を図ってきており、引き続き現場状況を確認し状況に応じて設計の見直しを行うなど工事費の抑制にも努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（島崎君） 3番 山本 篤史 君

○質問者（山本君） 世の中が目まぐるしく変化している中で臨機応変な対応が必要になってくるのではないかなという風に思います。

2項目めに水道事業についてお伺いします。

1点目に管路の耐震化事業の工程についてお伺いします。
浄水施設については平成29年に浄水場更新事業によって耐震化を行っていますが、当組合が保有する導送水管路の約30kmについてはほぼすべてが耐用年数を超えています。

管路の更新計画は令和４年度に策定した基本計画に基づき、総工事費７３億円で令和９年度から令和２７年度までの１９年間をかけて更新していく計画となっています。

また令和８年３月の砺波広域圏新水道ビジョンフォローアップでは、水需要の変化に伴う管路口径のダウンサイジングやルートの見直しにより、総延長を約２５kmにし、施設の合理化を図っていくとのことですが、どのような工程で工事を進めていく計画をしているのか、当組合の見解をお伺いします。

○議長（島崎君） 答弁を求めます。

水道事業所長 山道 久功 君

○答弁者（山道君） 工事の工程につきましては、まず令和９年度から令和１２年度までの４カ年で庄川の原水を松島浄水場へ取り入れる導水管路工事を行い、令和１３年度から送水管路の施工へ移行する計画としております。送水管路の施工順序につきましては、事業効果を早期に得られるよう施工延長の短い工区から進めることとし、砺波ルート、井波・庄川ルートから着手し、その後、福野・福光、城端、井口の順で施工を進めることとしております。最後に城端地域に建設予定の新配水池を整備する計画としております。

なお、これらの工程を段階的に進めるにあたり、構成市の各年度の負担を平準化するとともに、水道事業所の経営状況を踏まえ、単年度の事業費を約４億円に設定したことから全体の事業期間を１９年としているところでございます。

以上でございます。

○議長（島崎君） 3番 山本 篤史 君

○質問者（山本君） 長期にわたる事業だけに、着実に毎年の計画を進めていただきたいという風に思います。

2点目に安全で安心な水道水の供給についてお伺いします。令和5年度に環境省が実施した全国の公共用水域および地下水の水質調査結果によると、令和5年度公共用水域水質測定検査結果によると、22都道府県242地点でP F A S・P F O Aの量が50ナノグラムパーリットルを超過していることが判明しました。このうち地下水では186地点で超過が確認されています。日本国内のP F A S汚染の深刻な状況を踏まえて、本年4月から水道法が改正され、水道事業者がP F A S・P F O Aの検査が義務付けられることになりました。

水道水は水道法に基づき水質基準が定められ、水道事業者はその基準に適合するよう検査の義務が課されています。

水は私たちの生活において不可欠なものであり、直接口から体内に入れるものであるため、その安全が確保されていることが大前提ですが、安全で安心な水道水を供給するためどのような項目をどれほどの頻度で検査を実施しているのか、またもし仮に基準に適合しなかった場合にはどのような対応をとる方針であるのかお伺いします。

○議長（島崎君） 答弁を求めます。

水道事業所長 山道 久功 君

○答弁者（山道君） 水道事業所では、原水および浄水場の浄水において水道法で定める水質基準52項目に加え、将来的に水質基準項目へ追加される可能性がある項目として国が示している水質管理目標設定項目のうち、当事業所で選定し

た約40項目を毎月1回当事業所で検査しております。

さらに送水システムの末端にあたる城端調整池、井波調整池、砺波調整池および縄蔵分水場の4箇所において、水質基準項目52項目を年1回、また新たに追加となった有機フッ素化合物PFASを含む38項目については毎月1回検査し、供給システム全体の安全性を確認しております。

次に万が一水質が基準に適合しなかった場合についてですが、浄水における一般細菌、大腸菌、水銀またはシアンの4項目において健康影響が直ちに生じる恐れがある項目であり、基準に適合しなかった場合は水道法第23条第1項に基づき直ちに給水を停止することとなっております。

一方、それ以外の項目で適合しなかった場合には、飲用や調理への使用を控えていただき、手洗いや入浴など生活用水としての利用は継続できる摂取制限の措置を行うこととなっております。またこうした事象が発生した際には国、県および構成市へ初期連絡を行うとともに、利用者へ水質異常を広報し、浄水処理の強化など必要な対策を速やかに講じることとなっております。

なお、これまで水質基準に不適合となった事例はありません。

今後も引き続き検査体制の充実と水質管理の徹底により、安全で安心な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（島崎君） 3番 山本 篤史 君

○質問者（山本君） しっかり水質管理されていることがよ

くわかりました。

最後に大地震発生時の対応についてお伺いします。

令和6年1月に発生した能登半島地震に続き、先月28日には熊本県で震度7の地震が発生しました。熊本地震ではイオンモール熊本の爆発による人的被害のほか、建物や道路などの被害が多く確認されています。今後避難所生活が長引いたり復興が長引けば、災害関連死する被害者の数も増えてこざるを得ないことが懸念されます。

砺波広域圏事務組合では日常生活に欠かせない水道事業およびごみ処理事業を行っており、地震などの大規模災害時には上水道の断水への対応や、倒壊家屋などの大量の廃棄物の処理などが必要になってくることが想定されます。

そこで1点目に、災害時における組合の対応についてお伺いします。

熊本地震は現時点では日奈久断層帯の活動によるものとされていますが、当広域圏内でも砺波平野断層帯を有しており、マグニチュード7.0程度の直下型地震が発生する可能性が否めないことになっています。

広域事務権組合ではこのような大規模災害時にはどのような対応を行うことを想定しているのかお伺いします。

○議長（島崎君） 答弁を求めます。

事務局長 菊池 紀明 君

○答弁者（菊池君） マグニチュード7クラスの直下型地震等による大規模災害が発生した場合、クリーンセンターとナミおよび南砺リサイクルセンターでは、焼却炉やごみ処理施設の被災、また電源の喪失等により、ごみの受け入れができなくなることが想定されます。

また、水道事業所では水源からの導水管の被災により取水ができなくなることや、浄水場施設や送水管の被災により構成市へ水を供給できなくなることが想定されます。

急患センターにおきましても建物の被災や医師、看護師の確保ができなくなることが想定されます。

これらの事象は被災の規模にもよりますが、これまでの被災地の状況からも施設が復旧し通常業務が行えるようになるまで相当の時間を要することが想定されます。

本組合ではこれら大規模災害に対応するため、各施設において施設防災計画や対策マニュアルを策定しております。これらの計画では構成市が作成している地域防災計画と整合性を図りながら、発災直後の初動対応や施設が被災した場合に取るべき行動を定めており、被害の最小化や早期の復旧が行えるよう、事前に災害時の対応を定めているものでございます。

そこで本組合における大規模災害における対応につきましては、施設防災計画等各種計画に基づき行動することとしており、被害の状況によって対応は異なりますが、焼却施設や浄水施設自体が被災し、復旧までに要する時間が長期化するような最悪の場合には、構成市および国、県などを通じてごみ処理や給水の応援を要請することになると考えております。

以上であります。

○議長（島崎君） 3番 山本 篤史 君

○質問者（山本君） 今回の熊本地震は夏に起きたこともあり、水道インフラの重要性が非常に叫ばれております。また今回の対策や経験から吸収できることがあれば、また活かし

ていただきたいなという風に思います。

最後に構成市と連携した防災訓練についてお伺いします。

災害時などの有事の際は構成市との連携が平時以上に重要になってくるのではないかと想定されますが、日頃からの備えとして構成市と連携した防災訓練の実施の必要性はどのように考えているのか、当組合の見解をお伺いします。

○議長（島崎君） 答弁を求めます。

事務局長 菊池 紀明 君

○答弁者（菊池君） 先ほどの災害時における組合の対応についてでお答えしましたが、ごみ処理施設や浄水場が被災した場合には、構成市を通じた国や県などの関係機関への応援要請のほか、住民への周知など災害時におきましては構成市との連携が不可欠でございます。

このため構成市と連携した防災訓練につきましては、訓練を通じて被災の想定や被災の規模に応じたお互いの役割や行動などを事前に把握・確認することで、災害時に更により迅速かつ的確な対応が行えるようになるため、構成市と連携した防災訓練実施の必要性は高いと考えております。

これまでクリーンセンターとなみでは構成市と毎年定期的で開催しておりますごみ対策協議会において、災害時における双方の対応を確認してきたほか、水道事業所では構成市の給水車を活用した応急給水訓練などを行ってまいりました。

今後も引き続き災害時により実行性の高い訓練を構成市と連携して実施するなど、災害対応力の向上に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（島崎君） 以上で、通告による質問並びに質疑を終わります。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島崎君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、一般質問並びに質疑を終了いたします。

○議長（島崎君） 次に、ただいま議題となっております議案第10号及び議案第11号、並びに報告第2号、並びに認定第1号及び認定第2号につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のため、暫時休憩にはいります。

午後4時 6分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（島崎君） これより本会議を再開いたします。

日程第5、議案第10号および議案第11号「砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正について」外1件、並びに報告第2号「令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について」、並びに認定第1号および認定第2号「令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について」外1件についてを議題といたします。

以上の案件につきましては、総務常任委員会に付託してありますので、その審査結果について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 榎 祐人 君

〔総務常任委員長 榑 祐人 君 登壇〕

- 総務常任委員長（榑君） 総務常任委員会の審査結果とその概要について、ご報告申し上げます。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案を審査するため、本日午後４時１０分から夏野管理者をはじめ副管理者、会計管理者、関係所轄長等の出席を得て、委員会を開催いたしました。本定例会において総務常任委員会に付託されました案件は、議案第１０号「砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正について」、並びに議案第１１号「令和７年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、並びに報告第２号「令和７年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について」、並びに認定第１号「令和７年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について」、並びに認定第２号「令和７年度砺波広域圏事務組合水道事業会計決算認定について」、以上議案２件、報告１件、認定２件であります。

当局から議案の詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、付託案件につきましてはそれぞれ原案通り可決、承認、認定することに決した次第であります。

なお、質疑、意見等につきましては十分にご了解のことと存じますので、省略させていただきます。

以上、総務常任委員長の報告といたします。

- 議長（島崎君） これより総務常任委員長報告に対する質

疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島崎君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

○議長（島崎君） これより討論に入ります。

討論の通告はありませんでした。討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

○議長（島崎君） これより採決に移ります。まず、

議案第10号「砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案の通り可決であります。総務常任委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（島崎君） 起立全員であります。

よって、議案第10号につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（島崎君） 続きまして、

議案第11号「令和7年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案の通り可決であります。総務常任委員長報告の通り決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（島崎君） 起立全員であります。

よって、議案第11号については原案の通り可決されました。

○議長（島崎君） 続きまして、

報告第2号「令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書の報告について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案の通り承認であります。総務常任委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（島崎君） 起立全員であります。

よって報告第2号については原案の通り承認されました。

○議長（島崎君） 続きまして、

認定第1号 令和7年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和7年度砺波広域圏事務組合水道事業会計決算認定について
を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり認定であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（島崎君） 起立全員であります。

よって認定第1号及び認定第2号につきましては、原案のとおり認定されました。

○議長（島崎君） 次に、日程第6 閉会中の継続審査について を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長から会議規則第69条の規定により、手元に配付いたしました閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長からの申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島崎君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び総務常任委員長の申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（島崎君） 以上で、本定例会に付議されました全議案を議了いたしました。

○議長（島崎君） 副管理者から、ごあいさつがあります。

副管理者 田中 幹夫 君

〔副管理者 田中 幹夫 君 登壇〕

○副管理者（田中君） 砺波広域圏事務組合議会8月定例会

の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会に提出いたしました砺波広域圏事務組合水道事業所水道用水供給条例の一部改正をはじめとする諸案件につきまして、可決、承認、認定をいただき誠にありがとうございました。

新最終処分場建設事業につきましては、掘削法面の一部崩壊による対策工事は完了いたしました。先日の大雨、また本日の大雨にも被害がなかったという風に報告を受けておりますが、引き続き安全を確保し、完成に向けて着実に進めてまいります。

このほか、令和9年度から水道施設管路更新事業や、焼却施設の次期整備についての検討など、重要な事業が控えております。引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、こうした住民生活に密着した事業や急患センター運営事業など、安心、安全、安定供給のため、将来を見据えて円滑な事業の推進に努めてまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、まだまだ天候の暑い日が続きますが、ご健康にご留意をいただき、砺波広域圏発展のため一層のご指導を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日誠にありがとうございました。

○議長（島崎君） これをもちまして、令和8年8月砺波広域圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆さま、どうもご苦勞様でした。

午後 4 時 3 3 分 閉 会

地 方 自 治 法 第 1 2 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 署 名 す る。

令和 8 年 8 月 31 日

議 長 島崎清孝

署名議員 柿 祐人

署名議員 蓮沼 晃一